EDINET提出書類 明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿 【提出日】 平成30年6月22日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大崎 能正 【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【事務連絡者氏名】 植村 吉二

連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【電話番号】 03-6731-4721

【届出の対象とした募集内国投資信託 明治安田ジャパン・セレクト 受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託 上限 1,000億円

受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月23日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、信託の終了(繰上償還)にかかる手続きを開始することを決定したことに伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成30年3月24日から平成30年9月21日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成30年3月24日から平成30年9月21日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドの助言元となるタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社は、丹後耕造氏(代表取締役)が2018年11月までに会社の解散を予定しており、助言の提供が不可能となることから、信託約款の規定に従い、平成30年9月14日に信託終了(繰上償還)を行う予定です。平成30年6月23日から平成30年8月6日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、平成30年6月22日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了(繰上償還)を行います。

異議申立の結果、当ファンドの信託終了(繰上償還)が決定された場合は、平成30年8月6日を最終受付日として当ファンドの取得の申込みの受付を中止いたします。

この場合、申込期間の末日は平成30年8月6日に変更され、以後の申込期間の更新は行われません。

(12)【その他】

振替受益権について

<訂正前>

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載 の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振 替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

当ファンドの助言元となるタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社は、丹後耕造氏(代表取締役)が2018年11月までに会社の解散を予定しており、助言の提供が不可能となることから、信託約款の規定に従い、平成30年9月14日に信託終了(繰上償還)を行う予定です。

平成30年6月23日から平成30年8月6日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、平成30年6月22日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えた場合には、信託終了(繰上償還)が中止されます。

この場合、信託終了(繰上償還)を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ平成30年6月22 日現在における知れている受益者の方に書面でお知らせいたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (3)【ファンドの仕組み】

委託会社等及び当ファンドの関係法人

- <訂正前>
 - 4.投資顧問会社:タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社 ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言・情報提供等を行います。

<u>> > 1 の 次 兵 厳 円 女 任 こ O 代 </u>	
タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の概要	
代表者	代表取締役:丹後 耕造
設立	平成13年7月5日 投資助言・代理業 関東財務局長(金商)第857号
経営理念	高い運用収益を目指して助言活動を行い、よって、社会に貢献する。
特徴	・膨大なセミマクロ産業デ - タの徹底的な分析 ・長きにわたる個別企業訪問調査・運用をふまえた、信頼ある助言活動

丹後耕造氏の主な運用歴:

日系証券会社、投資顧問会社での企業調査、運用担当者を経て、世界最大級の外資系投資顧問会社や、産油国の政府の運用機関での日本株運用責任者等、長年の経験を有するファンドマネージャー。現在、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社代表取締役。

< 訂正後 >

4.投資顧問会社:タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社 ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言・情報提供等を行います。

タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の概要	
代表者	代表取締役:丹後 耕造
設立	平成13年7月5日 投資助言・代理業 関東財務局長(金商)第857号
経営理念	高い運用収益を目指して助言活動を行い、よって、社会に貢献する。
特徴	・膨大なセミマクロ産業デ - タの徹底的な分析 ・長きにわたる個別企業訪問調査・運用をふまえた、信頼ある助言活動

丹後耕造氏の主な運用歴:

日系証券会社、投資顧問会社での企業調査、運用担当者を経て、世界最大級の外資系投資顧問会社や、産油国の政府の運用機関での日本株運用責任者等、長年の経験を有するファンドマネージャー。現在、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社代表取締役。

助言元となるタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社は、丹後耕造氏(代表取締役)が 2018年11月までに会社の解散を予定しており、助言の提供が不可能となります。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は平成15年12月30日から平成35年12月25日までとします。

信託約款の規定により延長または償還となることがあります。

<訂正後>

信託期間は平成15年12月30日から平成35年12月25日までとします。

信託約款の規定により延長または償還となることがあります。

<u>異議申立の結果、当ファンドの信託終了(繰上償還)が決定された場合は、信託期間の末日は平成30年9</u> 月14日に変更されます。